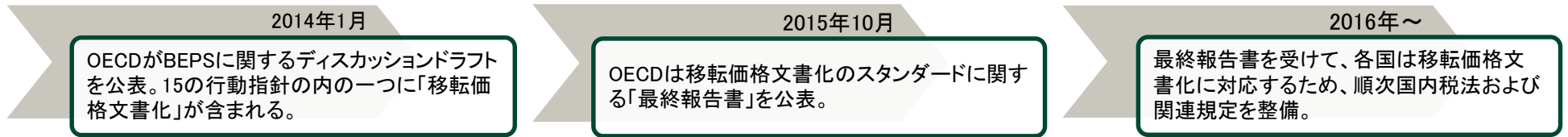


香港・華南通信 vol.2 -移転価格文書化に関する税務条例解釈と執行ガイドラインの公表- (2019年12月2日発行)

移転価格文書化とは

- ❖ 公正な国際取引を推進することを目的とした経済協力開発機構(OECD)による「Base Erosion and Profit Shifting (BEPS)」行動計画の1つとして、多国籍企業が移転価格を恣意的に設定・操作し、課税逃れを行うことがないように採択された多国籍企業に対する情報報告のルールです。
- ❖ 香港では2018年税務(修訂)(第6号)条例にて、移転価格文書化が正式に導入されました。2019年7月19日、香港税務局より移転価格文書化に関して「税務条例の解釈および執行にかかるガイドライン(58号)」(以下58号という)が公表され、実務的な対応に関する詳細が明確化されました。
- ❖ 移転価格文書化は会計年度毎に対応が必要です。58号に従い、決算日後の期限までに対応しなければなりません。

国際レベルでの移転価格文書化にかかる変遷



香港における多国籍企業の対応タイムライン

	ローカル・ファイル(LF)	マスター・ファイル(MF)	国別報告書(CBC)
主な記載内容 (詳細は58号を参照)	グループ間取引に関する個別の情報等	グループ全体におけるマクロ的な取引フローや事業内容等	グループ会社の国別経営活動や税務状況等
作成期限	会計年度終了から9か月以内に作成・保管(保管期間7年間)		関連する会計年度末から12か月以内に提出
提出者	香港法人(香港にて納税義務のある主体)		多国籍企業の最終親会社(※)
提出方法	作成の後自社内にて保管(税務当局からの要請があった場合に提出)		香港税務局の指定したWebサイトにてアカウント登録の上オンラインでの提出
適用開始時期	2018年4月1日以降に開始される会計年度から		2018年1月1日以降に開始される会計年度から
作成更新頻度	原則会計年度毎に作成・更新 (ただし事業体の業務関連条件等が一貫している等の場合、LFの一部情報に関しては最長3年間の更新猶予対応を認める)		会計年度毎に作成・更新

(出所) 香港税務局、OECD公表情報よりSMBCが作成

香港・華南通信 vol.2 -移転価格文書化に関する税務条例解釈と執行ガイドラインの公表- (2019年12月2日発行)

(続き)香港における多国籍企業の対応タイムライン

- ❖ 香港ではOECDの3段階アプローチに従い、多国籍企業は、①ローカル・ファイル(LF) ②マスター・ファイル(MF) ③国別報告書(CBC)の3種類の文書の準備が求められます。なお、3種類の文書はそれぞれ補完関係にあり、税務当局は3ファイルの内容を包括的に審査し、移転価格のリスクを判断します。
- ❖ 移転価格文書化はリスクベース・アプローチを採用していることから、各文書における作成免除基準(法人規模や取引規模など)が定められています。(下記参考情報を参照)

※香港法人が最終親会社でない場合でも、当該香港法人が属するグループの最終親会社が国別報告書を提出する場合は、香港法人は香港税務局に対して、会計年度末から3か月以内に届出(notification)を行う必要があります。

(ご参考)作成対象規定

ローカル・ファイル(LF)	マスター・ファイル(MF)	国別報告書(CBC)
<p>以下のいずれかの規定を満たす場合、LFとMFの作成が免除される</p> <p>【ビジネス規模に基づく規定】:3つの内2つ以上を満たす</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 香港法人の年間総売上高が4億HKD未満 2. 香港法人の総資産額が3億HKD未満 3. 香港法人の従業員数が100人未満 <p>【グループ会社間取引規模に基づく規定】:すべてを満たす</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金融資産・無形資産以外の資産譲渡が2億2000万HKD未満 2. 金融資産の取引が1億1000万HKD未満 3. 無形資産の取引が1億1000万HKD未満 4. その他の取引(サービス収支など)が4,400万HKD未満 	<p>前年度におけるグループ連結の売上高が68億HKDを超えており、かつ多国籍企業の最終親会社が香港法人である場合は、CBCの提出が必要</p> <p>ただし、最終親会社が香港法人でなくとも、以下のいずれかの条件に該当する場合は、その香港法人がCBCを提出する必要がある</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 最終親会社を管轄する税務区域(国・地域)において、CBCの提出義務がない 2. 最終親会社を管轄する税務区域(国・地域)と香港の間で、CBCを共有する枠組みが構築されていない 3. 最終親会社を管轄する税務区域(国・地域)と香港の間でのCBC共有機能が不完全であり、税務当局よりその旨の通知を受け取っている 	

(出所) 香港税務局公表情報よりSMBCが作成

上記にかかる税務、法律に関する個別のアドバイスを求められる場合は、各専門機関にお問い合わせください

重要な留意事項および免責事項

- 1. 一般的事項:** 本資料に含まれる情報は、一般的な情報であり、ディスカッションおよび参照を目的とした内容です。事前の通知なく内容を変更する場合があります。三井住友銀行香港支店(以下、「当行」)は本資料の記載情報の更新に関して一切の責任を負いません。
- 2. 秘匿性:** 本資料の内容については、秘匿扱いであり、当行の書面による事前同意なく、いかなる第三者への開示もご遠慮ください。
- 3. 著作権および商標:** 本資料は当行の著作物であり、当行が全ての所有権を有します。
- 4. 専門的アドバイス、証券または信認関係の不存在:** 本資料に記載の内容は、法律、規制、財務、投資、税務、会計、またはその他専門家による助言ではなく、それらを提供するものでもありません。本資料に記載の内容に基づきご検討される場合、または関連する法令にご不明点がある場合は、貴社にて第三者の法律その他の専門家へご相談して下さい。本資料に含まれるマーケット情報は当行が専門家としての助言を提供するものではありません。またそのマーケット情報を提供する当行は(証券先物条例[香港法571条]に定義される)証券の助言を意図していません。よって、かかるマーケット情報に依拠したご判断はお控えください。特定の投資対象、情報の受領者の財務状況や特定の要望を考慮したものではありません。当行、当行の日本にある本店、(香港内外の)各支店、銀行を保有する持株会社あるいは銀行の子会社や関連会社または提携会社(以下、「当行グループ会社」)は、本資料の利用により直接的、間接的あるいは結果的に生じる損失について、一切の信認責任または義務を負いません。
- 5. 検証/表明/義務の不存在:** 本資料は信頼性があると思われる情報に基づいていますが、独自に検証を行っているものではありません。当行および本資料の情報提供者は、いかなる種類の表明および保証(明示、暗示を問わず)をせず、また、その正確性、完全性、適時性について、(不法行為、契約、あるいは第三者の責任の有無を問わず)いかなる責任および義務を負いません。本資料や本資料の一部、その使用、または不正確な情報や記載漏れにより生じた損害について、一切の責任を負いません。
- 6. 勧誘の不存在:** 本資料は取引の推奨や助言を行うものではなく、また取引の勧誘や販売を目的としたものでもありません。また、銀行、投資、または証券取引の勧誘を意図したものでもありません。本資料に含まれる参考条件や提案の内容は、最終的に合意される契約条件に従うものとします。
- 7. 事例・解説:** 本資料に記載されるいかなる事例や代表的なストラクチャー、特徴、そして商品やサービスのフローは、実際にご利用される商品やサービスを指し示したり、保証するものではありません。
- 8. 排他性:** 本資料は当行との取引のみを意図して作成されています。当行グループ会社とのお取引については、当該グループ各社の所在する国の法律および規制に従うものとします。本資料は、法律の管轄に関わらず、適用される法律や規制に反して配布または使用されることを意図しておりません。
- 9. 契約:** 本資料は参考情報(インディケーション)です。
- 10. 適用法令:** 本件における重要事項および免責事項、並びにその解釈は香港法に準拠します。
- 11. 言語:** 本資料について、日本語版を正とします。

執筆: 株式会社三井住友銀行 アジアソリューション部(香港)

本資料の内容に関するご照会は、お取引店までご連絡ください。